

## 理 由 説 明 書

### 1 異議申立てに係る処分

平成24年5月2日付け教生第191号で行った公文書一部開示決定処分

### 2 対象公文書の内容

- (1) P T A・青少年教育団体共済法第3条に基づく共済事業の認可について（平成24年1月30日決定）
- (2) P T A・青少年教育団体共済法第6条に基づく共済規程の変更の承認について（平成24年3月13日決定）

### 3 異議申立理由に対する反論

- (1) 異議申立人は、公文書一部開示決定処分において非開示とした、平成23年度札幌市P T A協議会役員・幹事の氏名、所属区P T A連合会名、所属校名は、ホームページ他で公にされている情報であり、通常他人に知られたくない個人の情報とは認められず、違法である旨主張する。

しかしながら、これらの情報は、「北海道情報公開条例」第10条第1項第1号による個人に関する情報に当たり、また、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）」第32条第1項、第2項及び第3項において、社員名簿は社員の請求があつて初めて閲覧や謄写ができるとされていることを考慮し、平成23年度札幌市P T A協議会役員・幹事の氏名、所属区P T A連合会名、所属校名については、当然に公にされるべきものではないとの判断から、開示していないものである。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）

第32条 一般社団法人は、社員名簿をその主たる事務所に備え置かなければならない。

2 社員は、一般社団法人の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。この場合においては、当該請求の理由を明らかにしてしなければならない。

一 社員名簿が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 社員名簿が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

3 一般社団法人は、前項の請求があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを拒むことができない。

一 当該請求を行う社員（以下この項において「請求者」という。）がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。

二 請求者が当該一般社団法人の業務の遂行を妨げ、又は社員の共同の利益を害する目的で請求を行ったとき。

三 請求者が当該一般社団法人の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき。

四 請求者が社員名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。

五 請求者が、過去二年以内において、社員名簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがあるものであるとき。

(2) 異議申立人は、公文書一部開示決定処分において非開示とした、一般社団法人札幌市PTA共済会定款のうち第37条及び39条は、共済事業に係る準備金を定める規定と思われるが、利用者が共済事業の信頼性、安定性を確認するためには責任準備金は不可欠な情報であり、これを公にすることが公益上必要であり、非開示は違法である旨主張する。

しかしながら、共済事業に係る準備金の額は、「北海道情報公開条例」第10条第1項第2号による法人の内部管理上の事項に属する情報であり、開示することにより事業運営上の地位が不当に損なわれるとの判断から、開示していないものである。

(3) 異議申立人は、公文書一部開示決定処分において、初年度事業計画書（平成23年度）のうち(3)職員数は、法人の事業規模を示す重要な指標である。資金計画(1)収入、(2)支出に関する部分は、保険料設定が適正であるか、また事業遂行における営利性の有無を確認するために不可欠な数値である。これらを開示から除くことにより、利用請求の趣旨が失われる。実際に、財団法人神奈川県立高等学校安全振興会定款では1億円、一般財団法人大阪府子ども会育成連合会では5千万円とインターネットで公表している例があり、非開示は違法である旨主張する。

しかしながら、職員数、資金計画のうち収入及び支出に関する部分は、「北海道情報公開条例」第10条第1項第2号による法人の内部管理上の事項に属する情報であり、開示することにより事業運営上の地位が不当に損なわれるとの判断から、開示していないものである。

(4) 異議申立人は、公文書一部開示決定処分において、札幌市PTA協議会安全補償制度加入金額および支払金額一覧を非開示としたことにつき、一般社団法人札幌市PTA共済会は独占的に札幌市内でPTA共済事業を営んでいる法人であり、競合する事業者は札幌市内には存在せず、当該法人の競争上または事業運営上の地位が不当に損なわれる、とは認められず、非開示は違法である旨主張する。

しかしながら、札幌市PTA協議会安全補償制度加入金額および支払金額一覧は、「北海道情報公開条例」第10条第1項第2号による法人の内部管理上の事項に属する情報であり、開示することにより将来も含め事業運営上の地位が不当に損なわれるとの判断から、開示していないものである。

(5) 異議申立人は、公文書一部開示決定処分において、算出方法書および別表1を非開示としたことにつき、一般社団法人札幌市PTA共済会は独占的に札幌市内でPTA共済事業を営んでいる法人であり、競合する事業者は札幌市内には存在せず、当該法人の競争上または事業運営上の地位が不当に損なわれる、とは認められない。全面非開示のため内容が不明であるが、算出方法書は学校において独占的に営まれる共済事業の保険料の妥当性を判断することが必要な数値であることから公表されるべきであり、非開示は違法である旨主張する。

しかしながら、「北海道情報公開条例」第10条第1項第2号による法人の内部管理上の事項に属する情報であり、開示することにより将来も含め事業運営上の地位が不当に損なわれるとの判断から、開示していないものである。